



(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

- 第八条** 無限責任組合員は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書(第三項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間主たる事務所に備えて置かなければならない。
- 2 前項の場合は、無限責任組合員は、組合契約書及び公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人の意見書(業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。次項において同じ。)を併せて備えて置かなければならない。
- 3 組合員及び組合の債権者は、営業時間内は、いつでも 財務諸表等並びに前項の組合契約書及び意見書の閲覧又は謄写を請求することができる。

- 第九条** 無限責任組合員が数人あるときは、各無限責任組合員は組合の債務について連帶して責任を負う。

- 2 有限責任組合員は、その出資の価額を限度として組合の債務を弁済する責任を負う。
- 3 有限責任組合員は、前項の規定に反して分配を受けた場合は、当該分配を受けた金額の範囲内において、組合の債務を弁済する責任を負う。ただし、有限責任組合員が当該分配を受けた時から五年を経過したときは、この限りでない。

- 第十一条** 組合財産は、貸借対照表上の純資産額を超えて、これを分配することができない。

- 2 有限責任組合員は、前項の規定に反して分配を受けた場合は、当該分配を受けた金額の範囲内において、組合の債務を弁済する責任を負う。ただし、有限責任組合員が当該分配を受けた時から五年を経過したときは、この限りでない。

### 第三章 組合員の脱退

- (任意脱退)** 第十二条 前条に規定する場合のほか、組合員は、次の事由によつて脱退する。

- 一 死亡  
二 破産手続開始の决定  
三 後見開始の審判を受けたこと  
四 除名

### 第四章 組合の解散及び清算

#### (解散の事由)

- 第十三条** 組合は、次の事由によつて解散する。ただし、第二号に掲げる事由による場合にあつては、その事由が生じた日から二週間以内に解散の登記をする日までに、残存する組合員の一  
致によつて新たに無限責任組合員又は有限責任組合員を加入させたときは、この限りでない。

- 一 目的たる事業の成功又はその成功的不能  
二 無限責任組合員又は有限責任組合員の全員の脱退  
三 存続期間の満了  
四 組合契約で前三号に掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由の発生

- (清算人)

- 組合が解散したときは、無限責任組合員がその清算人となる。ただし、総組合員の過半數をもつて他人を選任したときは、この限りでない。

- (清算人の業務執行方法)

- 第十五条** 清算人が数人あるときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

### 第五章 民法の準用

#### (民法の準用)

- 第十六条** 組合については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七條の二から第六百六十九条まで(他の組合員の債務不履行、組合員の一人についての意思表示の無効等、組合財産

の共有及び金銭出資の不履行の責任)、第六百七十二条から第六百七十四条まで(委任の規定の準用、業務執行組合員の辞任及び解任、組合員の組合の業務及び財産状況に関する検査並びに組合員の損益分配の割合)、第六百七十五条第一項(組合の債権者の権利の行使)、第六百七十六条から第六百七十七条の二まで(組合員の持分の処分及び組合財産の分割、組合財産に対する組合員の債権者の権利の行使の禁止並びに組合員の加入)、第六百八十一条から第六百八十二条まで(組合員の除名、脱退した組合員の責任等及び脱退した組合員の持分の払戻し)、第六百八十三条(組合の解散の請求)、第六百八十四条(組合契約の解除の効力)、第六百八十七条(組合員である清算人の辞任及び解任)及び第六百八十八条(清算人の職務及び権限並びに残余財産の分割方法)の規定を準用する。

### 第六章 登記

#### (組合契約の効力の発生の登記)

- 第十七条** 組合契約が効力を生じたときは、二週間以内に、組合の主たる事務所の所在地において、次の事項を登記しなければならない。

- 一 第三条第二項第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事項  
二 無限責任組合員の氏名又は名称及び住所  
三 組合の事務所の所在場所  
四 組合契約で第十三条第一号から第三号までに掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由  
(変更の登記)

- 第十八条** 組合において前条各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

- 第十九条** 組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第十七条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

#### (業務執行停止の仮処分等の登記)

- 第二十条** 無限責任組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

#### (解散の登記)

- 第二十一条** 第十三条の規定により組合が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

#### (清算人の登記)

- 第二十二条** 無限責任組合員が清算人となつたときは、解散の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

- 2 清算人が選任されたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。  
3 第十八条の規定は前二項の規定による登記について、第二十条の規定は清算人について、それぞれ準用する。

#### (清算結了の登記)

- 第二十三条** 清算が結了したときは、清算結了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

#### (管轄登記所及び登記簿)

- 第二十五条** 組合契約の登記に関する事務は、組合の主たる事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。  
2 登記所に、投資事業有限責任組合契約登記簿を備える。

## (登記の申請)

**第二十六条** 第十七條から第十九条までの規定による登記は無限責任組合員の申請によつて、第二十一條から第二十三条までの規定による登記は清算人の申請によつてする。

- 2 前項の登記の申請をする無限責任組合員又は清算人が法人であるときは、申請書に当該法人の代表者の資格を証する書面を添付しなければならない。  
 (組合契約の効力の発生の登記の添付書面)

**第二十七条** 組合契約の効力の発生の登記の申請書には、組合契約書を添付しなければならない。  
 (変更の登記の添付書面)

- 第二十八条** 第十七条各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。  
 (解散の登記の添付書面)

**第二十九条** 解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添付しなければならない。  
 (清算人の登記の添付書面)

**第三十条** 総組合員の過半数をもつて選任した清算人の登記の申請書には、総組合員の過半数の一一致があつたことを証する書面及びその者が受任したことの証する書面を添付しなければならない。  
 (清算人の登記の変更の登記の添付書面)

**第三十一条** 清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。  
 2 清算人の氏名又は名称及び住所の変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。  
 (清算結果の登記の添付書面)

**第三十二条** 清算結果の登記の申請書には、組合財産の処分が完了したことを証する総組合員が作成した書面を添付しなければならない。  
 (商業登記法等の準用)

**第三十三条** 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五条)第一条から第五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二、第十九条の三、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条规定(登記簿等及び登記手続の通則)、第二十七条(同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止)、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項(株式会社の登記)、第一百三十二条から第一百三十七条まで及び第一百三十九条から第一百四十八条まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)並びに民事保全法(平成元年法律第九十号)第五十六条(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託)の規定を準用する。この場合において、同条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所の所在地(外国法人にあつては、各事務所の所在地)」とあるのは「投資事業有限責任組合の主たる事務所の所在地」と読み替えるものとする。

**第七章 罰則**

**第三十四条** 次の場合には、無限責任組合員又は清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 この法律に定める登記を怠つたとき。

二 第八条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

**第三十五条** 第五条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

(施行期日)  
附 則 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月三日法律第一四六号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

**第一条** この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日  
 二 から二十五まで 略

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く)は、平成十三年一月六日から施行する。

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日  
 二 から二十五まで 略

**第一条** この法律は、平成十二年十一月一日(以下「施行日」という)から施行する。

投資事業有限責任組合契約に関する法律（以下「新法」という。）第三条第一項の規定の適用については、同項第七号中「特定中小企業等（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第一条第一項各号に掲げるものをいう。）その他の者であつて、これに対する資金供給を行うことが特に重要なものとして政令で定める者をいう。以下同じ。」であつて「投資営業者（投資事業を営む者をいう。第九号において同じ。）でないもの」とあるのは、「特定中小企業等（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げるものをいう。）その他の者であつて、これに対する資金供給を行うことが特に重要なものとして政令で定める者をいう。以下同じ。」とある。

前項の組合契約によつて成立する新法第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合に係る新法第七条第四項の規定の適用については、同項中「第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とあるのは、「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十四号）附則第二条第一項の規定により読み替えられた第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とする。

この法律の施行前に旧法第六章の規定により中小企業等投資事業有限責任組合契約登記簿に登記された事項は、この法律の施行の日において新法第六章の規定により投資事業有限責任組合契約登記簿に登記されたものとみなす。

この法律の施行前に旧法第三十三条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第百二十一号）及び民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法第三十三条において準用する商業登記法及び民事保全法の規定によつしたものとみなす。（政令への委任）

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

#### 附 則

（平成一六年五月一二日法律第四三号）抄

**第一項** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
**二 附 則** （平成一六年六月二日法律第七六号）抄  
 （施行期日）  
 第一条 この法律は、公布の日から九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**三 附 則** （平成一六年六月二日法律第七六号）抄  
 （施行期日）  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
**四 附 則** （平成一六年六月二日法律第七六号）抄  
 （施行期日）  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
**五 附 則** （平成一六年六月二日法律第七六号）抄  
 （施行期日）  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
**六 附 則** （平成一六年六月二日法律第七六号）抄  
 （施行期日）  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
**七 附 則** （平成一六年六月二日法律第七六号）抄  
 （施行期日）  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
**八 附 則** （平成一六年六月二日法律第七六号）抄  
 （施行期日）  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）  
**第一項** この法律は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）  
**第十四条** 附則第一条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）  
**附 則** （平成一六年六月九日法律第九七号）抄

（施行期日）  
**第一条** この法律は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 一及び二略

三 第一条中証券取引法目次の改正規定（「発行者」である会社を「発行者」に改める部分に限る。）、同法第二条第二項第三号の改正規定、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、同条第十項及び同法第十三条第一項から第五項までの改正規定、同条第六項を削る改正規定、同法第十五条第一項及び第二項の改正規定（又は登録金融機関は「を、「登録金融機関又は証券仲介業者は」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同条第二項の次に三項を加える改正規定、同法第十七条、第十八条第二項、第二十条及び第二十一条第三項の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第二十二条、第二十三条の二並びに第二十三条の十二第二項から第五項まで及び第九項の改正規定、同条第六項から第八項までを削る改正規定、同法第二十四条の四、第二十四条の五第五項並びに第二十四条の六第一項及び第三項の改正規定、同法第二章の二第一節の節名の改正規定、同法第二十七条の二第一項、第七項第二号及び第八項、第二十七条の三第四項、第二十七条の五、第二十七条の十第一項から第三項まで、第二十七條の十一第一項及び第四項、第二十七条の十二、第二十七条の十三第三項及び第五項並びに第二十七条の十五第一項の改正規定、同法第二章の二第二節の節名の改正規定、同法第二十七条の二十二の二第一項から第三項まで、第十一項及び第十二項並びに第二十七条の三十の九第一項及び第三項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同法第二十七条の三十の十一第一項及び第三項、第二十八条の二第三項、第二十八条の四第一項第七号並びに第六十五条第二項の改正規定、同項第六号及び第七号を削り、同項第八号を同項第六号とする改正規定、同法第六十五条の二第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（及び第四十四条第一号）を「、第四十四条（第二号を除く。）及び第四十五条」に改める部分及び後段を加える部分に限る。）、同法第六十五条の二第七項から第九項まで及び第十一項並びに第七十九条の五の改正規定、同法第七十九条の五十七第一項に一号を加える改正規定並びに同法第一百七条の二第一項第二号、第一百七条の三第一項第一号、第一百五十五条第一項第二号、第一百九十四条の六第二項第二号、第二百条第三号及び第二百五十五条第一号の改正規定、第二条中外国証券業者法第二条第三号の改正規定、第四条中投資信託法第二条第五項及び第三十三条第一項の改正規定、第六条中投資顧問業法第二条第五項の改正規定、第十三条中中小企業等協同組合法第八条第六項第三号の改正規定並びに次条から附則第七条まで並びに附則第十三条、第十四条及び第十七条から第十九条までの規定 平成十六年十二月一日（罰則の適用に関する経過措置）

第二十二条 この法律（附則第一項各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十二条 この法律（附則第一項各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則

（平成一六年一二月一日法律第一四五七号）抄  
 （施行期日）  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

（平成一六年一二月三日法律第一五四四号）抄  
 （施行期日）  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

（平成一六年一二月三日法律第一五六五号）抄  
 （施行期日）  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。





二条から第一百三十七条まで並びに「第百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十一条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第五百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項、「を削る部分に限る。」、第百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第百十一條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日